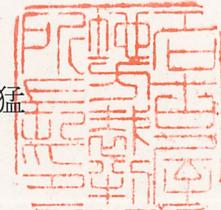


名地裁総第728号

令和5年8月7日

山中理司様

名古屋地方裁判所長 入江



司法行政文書不開示通知書

令和5年7月20日付け（同月24日受付）で請求のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和5年6月1日から同年7月19日までの吉村典晃名古屋地裁所長の出勤状況が分かる出勤簿その他の文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)9802